

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

平成23年8月30日

件 名	原発事故に伴う放射線対策について
所管部課名	危機管理室危機管理課、環境部環境保全課、衛生部生活衛生課
内 容	1. これまでの取り組み (1) 空間放射線量の定点測定 区立中央公園で、平日定時に継続して測定している。 (2) 学校施設等における空間放射線量の測定 6月27日より保育園、幼稚園、小中学校、児童館等294箇所の測定を、また、7月21日から公園施設496箇所の測定を実施した。 ア 実施期間 6月27日から8月16日（延べ35日間） イ 従事職員数 延べ154名 ウ 測定箇所（計790箇所） ・保育園 99箇所（指標値を上回った施設 3箇所） ・幼稚園 57箇所（指標値を上回った施設 2箇所） ・小・中学校 108箇所 ・児童館等 30箇所（指標値を上回った施設 1箇所） ・公園 496箇所（指標値を上回った施設 8箇所） このうち、区の指標値である毎時0.25マイクロシーベルト以上の14施設については、専門業者による再測定を実施し、なお指標値を継続的に下回らない場合は、施設の使用制限や表層土の交換など、区としてのできる限りの対応を実施する。 (3) 屋外プールの検査（水） 7月4日から幼稚園、小・中学校及び区営プールの水について検査を実施した結果、すべての施設において放射性物質は不検出であった。 ア 測定委託 株式会社産業分析センター イ 測定箇所（計122箇所） ・幼稚園 13箇所 ・小・中学校 106箇所 ・区営プール 3箇所 (4) 砂場の検査（砂） 7月4日から保育園、幼稚園、小・中学校、児童館等及び公園の砂場の砂について検査を実施した。

ア 測定委託

株式会社産業分析センター

イ 測定箇所（計 593 箇所）

- ・ 保育園 96 箇所（指標値を上回った施設 6 箇所）
- ・ 幼稚園 69 箇所（指標値を上回った施設 6 箇所）
- ・ 小・中学校 107 箇所（指標値を上回った施設 17 箇所）
- ・ 児童館等 2 箇所
- ・ 公園 319 箇所（指標値を上回った施設 6 箇所）

ウ 砂の入れ替えについて

専門業者による測定結果（ベクレル）から空間放射線量を算出したところ、区の指標値である毎時 0.25 マイクロシーベルト以上の砂場が 35 箇所あることが判明した。

これらの砂場については一時的に使用を中止するとともに、8 月 10 日から、砂の交換作業を順次実施している。

なお、公園の砂場で指標値を上回った 6 箇所のうち、2 箇所については砂場の廃止及び廃止後に別地に新設する方法で対応する。

(5) 区民への広報

測定結果は各施設への掲示やホームページにより、順次公表した。

また、放射線に関する区の取り組みや基礎的な知識などについても、ホームページのほか、7 月 10 日に発行した「あだち広報号外」をはじめとした広報紙やマスコミ等を通じて、広く区民に情報を発信している。

(6) 放射性物質に汚染された疑いのある牛肉の区内流通について

放射性物質が含まれた稲わらを与えられた可能性がある牛の肉について、東京都からの依頼に基づき、区内流通状況を確認するとともに、区民の不安を解消するため、区ホームページで情報を公開している。

2. 国等の動向（参考）

(1) 学校施設の利用判断について

学校施設等の利用判断については、4 月 19 日に原子力災害対策本部が示した「暫定的考え方」による年間 1～20 マイクロシーベルトが基準となっているが、文部科学省は、モニタリング等の結果を踏まえ、8 月下旬を目途に見直すこととしている。（文科省）

(2) 食品安全基準

食品に含まれる放射性物質が健康に与える影響について検討する内閣府の食品安全委員会が「生涯の累積線量が 100 ミリシーベルト以上で影響が見いだされる」とする評価書案を作成。（7/26）

パブリックコメント（7/29～8/27）を求めた上で、評価書案を確定し、評価結果を厚労省に通知する予定。

	(3) 環境及び廃棄物の処理基準 放射性物質に汚染されたがれきなどの廃棄物や、土壌処理を行うための特別措置法が、今国会で審議される見通し。 【骨子】 ① 環境相が、放射性物質による環境負荷の低減に関する基本方針や廃棄物処理、土壌汚染除去の基準を策定。 ② 汚染の監視、測定体制の整備 ③ 基準値を超える廃棄物の処理は国が行う。 ④ 基準値以下の廃棄物は、一般廃棄物として市町村が処理。 ⑤ 処理に要した費用は、東京電力など原子力事業者に保障を求めることができる。 (7/28 新聞報道) (4) 農業関連の基準 ア 農水省が17都県に対し、堆肥生産・流通の自粛を通知 (7/25 付) イ 「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・倍土及び飼料の暫定許容値の設定について」都道府県知事に通知 (8/1 付 農水省) ① 肥料・土壌改良資材・倍土中の放射性セシウムの暫定許容値 <u>400ベクレル/kg</u> ② 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値 ・牛、馬、豚、家きん等用飼料 <u>300ベクレル/kg</u> ・養殖魚用飼料 <u>100ベクレル/kg</u>
問 題 点 今後の方針	今後、国から放射線対策に係る暫定基準値の見直しや、除染等に係る新たな基準が示される見通しがあることから、その動向を注視していく。 なお、基準が示されるまでの間については、区で定めた『指標値』をもとに、区としてのできる限りの対応を行っていく。 また、放射線に関する「正しい情報」を、各種媒体を通じて積極的に発信していく。